

名古屋市文化のみち榑木館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第63号

名古屋市文化のみち榑木館条例の一部を改正する条例

名古屋市文化のみち榑木館条例（平成20年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

200円	160円	800円	を
------	------	------	---

」

「

300円	240円	1,200円	に改める。
------	------	--------	-------

」

別表第 2 中

「

			1,300 円	1,300 円	1,300 円
			1,600 円	1,600 円	1,600 円
300 円	300 円	600 円	400 円	700 円	1,000 円
300 円	300 円	600 円	300 円	600 円	900 円
700 円	700 円	1,400 円	800 円	1,500 円	2,200 円
900 円	900 円	1,800 円	1,000 円	1,900 円	2,800 円

を

」

「

			1,900 円	1,900 円	1,900 円
			2,400 円	2,400 円	2,400 円
400 円	400 円	800 円	600 円	1,000 円	1,400 円
400 円	400 円	800 円	400 円	800 円	1,200 円
1,000 円	1,000 円	2,000 円	1,200 円	2,200 円	3,200 円
1,300 円	1,300 円	2,600 円	1,500 円	2,800 円	4,100 円

に改める。

」

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市文化のみち榎木館条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の利用料金の額については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正前の名古屋市文化のみち榎木館条例別表第 1 の観覧券を使用する場合に係る施行日以後の使用については、なお従前の例による。